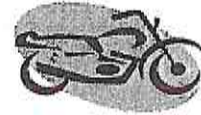


令和7年度軽自動車税(種別割)について



令和7年4月1日現在の所有者の方は、下表の税額で課税されます。

【原動機付自転車、二輪の軽・小型自動車、小型特殊自動車】

種別区分		税額
原動機付自転車	総排気量 50cc 以下	2,000 円
	総排気量 125cc 以下かつ最高出力 4.0kW 以下 (新基準原付バイク)	2,000 円
	定格出力 0.6kW 以下 (キックボード)	2,000 円
	総排気量 50cc 超 90cc 以下	2,000 円
	総排気量 90cc 超 125cc 以下	2,400 円
	三輪以上のもの(ミニカー等)	3,700 円
軽二輪自動車	二輪のもので総排気量 125cc 超 250cc 以下 (側車付のものを含む)	3,600 円
小型二輪自動車	二輪のもので総排気量 250cc 超	6,000 円
小型特殊自動車	農耕用	2,400 円
	その他	5,900 円

【三輪・四輪以上の軽自動車】

種類区分		(1)平成27年4月1日以降に初めて車両番号の指定を受けた車両	(2)平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた車両	(3)初めて車両番号の指定を受けた月※から13年超の車両
三輪		3,900 円	3,100 円	4,600 円
四輪以上	乗用	営業用	6,900 円	5,500 円
		自家用	10,800 円	7,200 円
	貨物	営業用	3,800 円	3,000 円
		自家用	5,000 円	4,000 円

※「初めて車両番号の指定を受けた月」とは、自動車検査証の「初度検査年月」を指します。

※ 軽自動車税(種別割)のグリーン化特例の基準を満たす車両については、税の軽減措置があります(裏面参照)。

〈軽自動車税(種別割)の税負担の例(乗用で自家用の場合)〉

自動車検査証の初度検査年月欄に「平成23年4月1日～平成24年3月31日」の期間の記載がある車両は令和7年度課税分から12,900円となります。

〈中古車で購入される場合の税額について(乗用で自家用の場合)〉

自動車検査証の初度検査年月で判断することになります。

◆自動車検査証の初度検査年月が「平成27年4月1日」以降の場合、初度検査年月から13年を経過するまでは、10,800円となります。

町内で建設機械を所有の皆様へ



ご存知ですか？

建設機械でも小型特殊自動車^(※)は、

軽自動車税(種別割)の申告が必要です。

地方税法及びかつらぎ町税条例の規定により、公道を走らなくても軽自動車(種別割)の申告が必要です。申告を行い、標識(ナンバープレート)の交付を受けて車両に取り付けてください。

※小型特殊自動車の分類は「道路運送車両法施行規則別表第1」による。

小型特殊自動車とは？

① 車両の長さが4.7m以下、幅が1.7m以下、高さが2.8m以下のもの

② 最高速度が15km/h以下のもの

※上記の基準をひとつでも超えるものは大型特殊自動車となり、固定資産税(償却資産)の対象となります。

農耕用の小型特殊自動車は基準が異なります。

〈主な小型特殊自動車の例〉

ショベル・ローダ、タイヤ・ローダ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーバ、ロータリ除雪自動車、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、林内並びに原野作業車、草刈作業車など

【よくある質問】

Q1: 事業所内でしか使用しない(公道を走らない)のに、軽自動車税の申告をし(ナンバープレートを付け)なければならないの？

A1: 軽自動車税に該当する車両は所有していることに基づいて課税されます。公道走行の有無とは無関係です。

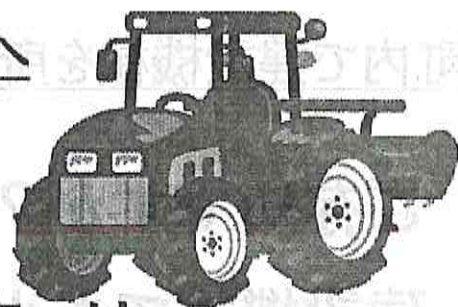
Q2: 小型特殊自動車と大型特殊自動車の違いは？

A2: 小型特殊自動車の基準を一つでも超えた車両が大型特殊自動車となります。超えた場合は、固定資産税(減価償却)対象です。種類などについて、確認したい場合は下記、お問合せ先までお尋ねください。

〈お問合せ先〉

かつらぎ町役場税務課住民税係
電話:0736-22-0300(代)
内線:2042、2046

町内で農耕用トラクターなどを所有の皆様へ



ご存知ですか？

農耕作業用車でも小型特殊自動車(※)は、
軽自動車税(種別割)の申告が必要です。

地方税法及びかつらぎ町税条例の規定により、公道を走らなくても軽自動車(種別割)の申告が必要です。申告を行い、標識(ナンバープレート)の交付を受けて車両に取り付けてください。
※小型特殊自動車の分類は「道路運送車両法施行規則別表第1」による。

小型特殊自動車とは？

① 車両の長さ、幅、高さに規格はありません

② 最高速度が35km/h以下のもの

※上記の基準をひとつでも超えるものは大型特殊自動車となり、固定資産税(償却資産)の対象となります。
建設機械などに該当する小型特殊自動車の基準は異なります。

《小型特殊自動車の例》

農耕トラクター、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車(コンバイン)、田植機、薬剤散布機、堆肥散布機、国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車(※ただし、国土交通大臣の型式認定を受けていない車両であっても、構造などが小型特殊自動車の規格に該当すれば課税客体となります)

【よくある質問】

Q1: 事業所内でしか使用しない(公道を走らない)のに、軽自動車税の申告をし(ナンバープレートを付け)なければならないの？

A1: 軽自動車税に該当する車両は所有していることに基いて課税されます。公道走行の有無とは無関係です。

Q2: 小型特殊自動車と大型特殊自動車の違いは？

A2: 小型特殊自動車の基準を一つでも超えた車両が大型特殊自動車となります。超えた場合は、固定資産税(減価償却)対象です。種類などについて、確認したい場合は下記、お問合せ先までお尋ねください。

＜お問合せ先＞

かつらぎ町役場税務課住民税係
電話: 0736-22-0300(代)
内線: 2042、2046

◆ 小型特殊自動車の判定方法 ◆

① 「道路運送車両法施行規則別表第1」による分類

小型特殊自動車(その他特殊)	小型特殊自動車(農耕作業用)
ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリア、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタビラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車(林内作業車、原野作業車、ホイール・キャリア、草刈作業車等)	農耕トラクタ 農業用薬剤散布車 刈取脱穀作業車 田植機 国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車 など

② 車両の大きさと最高速度による分類

(道路交通法施行規則第2条、第7条の12)

A_全長	4.7m以下	
B_全幅	1.7m以下	
C_全高	ヘッドガード等有	ヘッドガード等無
	2.8m以下	2.0m以下
D_最高速度	15km/ h 以下	

A・B・C・Dの全ての要件の範囲内 小型特殊自動車(その他)	左記以外 大型特殊自動車
-----------------------------------	-----------------

【軽自動車税】

役場 税務課での
ナンバー交付が必要
★年税額: 5,900円

【償却資産】

ナンバー交付は公道
を走る場合のみ必要
(陸運支局にて)

② 最高速度による分類

(道路交通法施行規則第7条の12)

注意! 最高速度は、制限速度
ではありません。

最高速度35km/h以下 小型特殊自動車 (農耕用)	最高速度35km/h以上 大型特殊自動車
----------------------------------	-------------------------

【軽自動車税】

役場 税務課での
ナンバー交付が必要
★年税額: 2,400円

【償却資産】

ナンバー交付は公道
を走る場合のみ必要
(陸運支局にて)

＜ご注意ください＞

- ① 軽自動車税は、所有していることに基いて課税されます。(地方税法第443条)
公道走行の有無とは関係ありませんので、所有している場合は必ず申告をして、ナンバープレート(標識)交付を受けてください。
- ② 大型特殊自動車は、公道を走る場合のみ、ナンバープレート(標識)交付を受けてください。

＜ナンバープレート(標識)交付申請時に必要なもの＞

- ① 来庁された方の本人確認ができるもの(運転免許証など)
- ② 販売証明書もしくは、申請車両の外観と車体に表記されている型式、車台番号などがわかる写真
- ③ 申請車両の寸法などがわかるカタログ、他

お問い合わせはこちらまで

かつらぎ町役場 税務課 住民税係 電話: 0736-22-0300(代) 内線: 2042・2044